

平成 28 年 12 月 8 日

国立市まちづくり条例第 35 条第 2 項の規定に基づき  
安全対策等についての説明が必要な施設について

国立市まちづくり条例第 35 条第 2 項の規定に基づき、開発事業に係る工事に伴って、安全対策等について説明が必要と市が認める施設については、以下に掲げる施設とする。

1. 事業区域から 50 メートルの範囲内にある施設（別図 1 参照）
  - (1) 国立市立保育園 4 園
  - (2) 私立保育園 9 園、認定こども園 1 園、幼稚園 8 園、認証保育所 2 箇所、家庭的保育事業所 3 箇所、病児・病後児保育室 1 箇所、幼稚園類似施設 1 箇所、小規模保育所 1 箇所
  - (3) 児童館 3 館、学童保育所 4 箇所
2. 工事に係る工事車両が通行する道路が通学路に指定されている施設（別図 2～4 参照）
  - (1) 国立市立小学校
  - (2) 国立市立中学校（学区内にある「小学校の通学路」を通行する場合）

なお、工事に着手する前までに、対応状況（説明を行った年月日、施設からの意見、説明に用いた資料等）について市に報告するものとする。

国立市都市整備部  
都市計画課指導係

# 保育園等施設位置図

# 別図1



保育園等施設一覧	
①	なかよし保育園
②	西保育園
③	東保育園
④	矢川保育園
⑤	あいわ保育園
⑥	あおとり保育園
⑦	きたひだまり保育園
⑧	北保育園
⑨	国立あゆみ保育園
⑩	国立保育園
⑪	向陽保育園
⑫	春光保育園
⑬	和光保育園
⑭	認定こども園小百合学園
⑮	国立音楽大学付属幼稚園
⑯	国立学園付属かたばみ幼稚園
⑰	国立富士見台幼稚園
⑱	国立ふたば幼稚園
⑲	国立文化幼稚園
⑳	東立川幼稚園
㉑	つばみ幼稚園
㉒	ママの森幼稚園
㉓	北学童保育所
㉔	中央学童保育所
㉕	西学童保育所
㉖	東学童保育所
㉗	本町学童保育所
㉘	南学童保育所
㉙	矢川学童保育所
㉚	さくらっこ保育園
㉛	こぐまこどものいえ
㉜	Child*Nuts
㉝	ひよこママルーム
㉞	パピー
㉟	国立富士見台団地幼児教室風の子
㊱	あじさい保育園

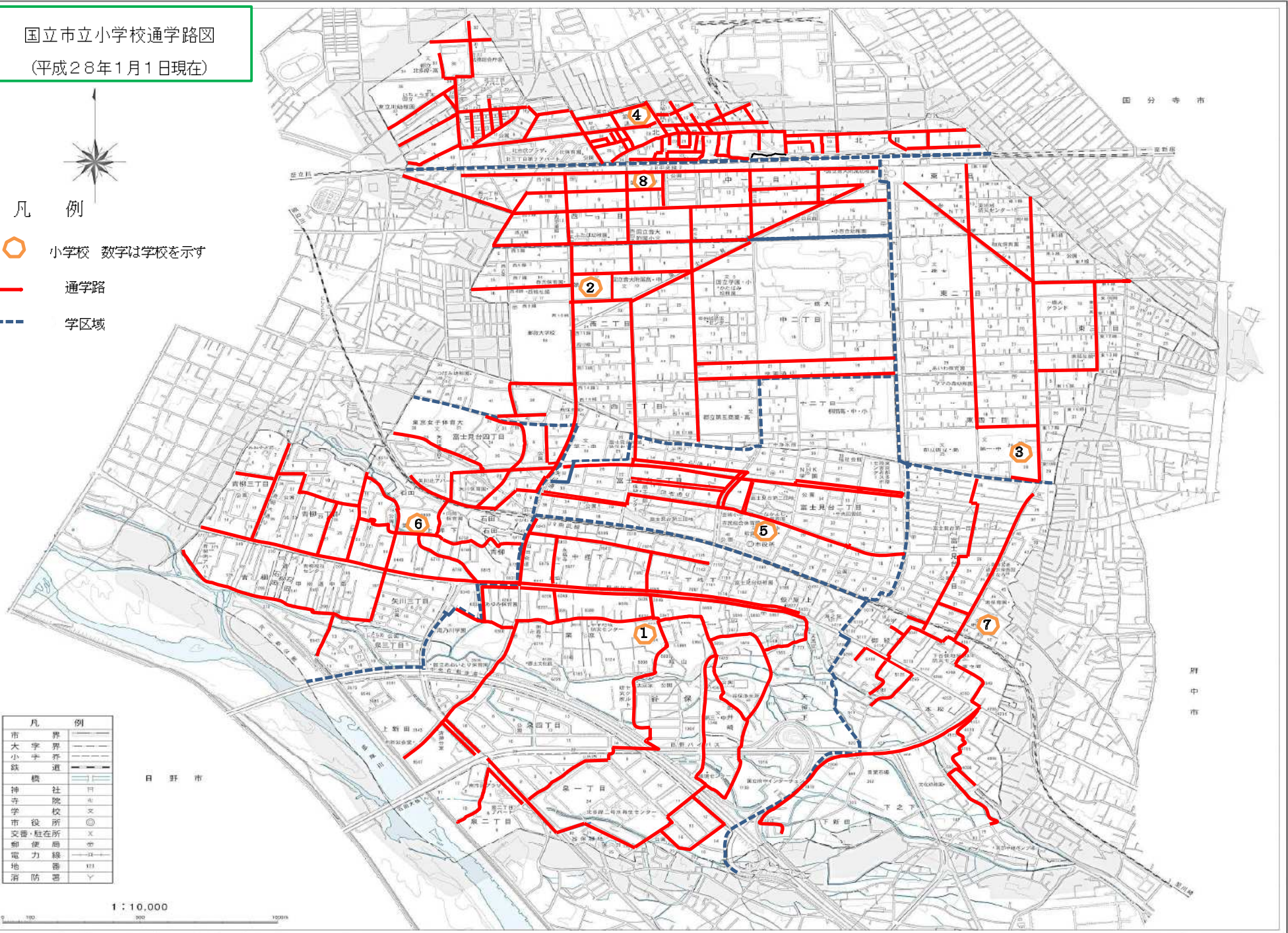
国立市立小学校通学路図  
(平成28年1月1日現在)



- 凡 例
- 小学校 数字は学校を示す
  - 通学路
  - - - 学区域

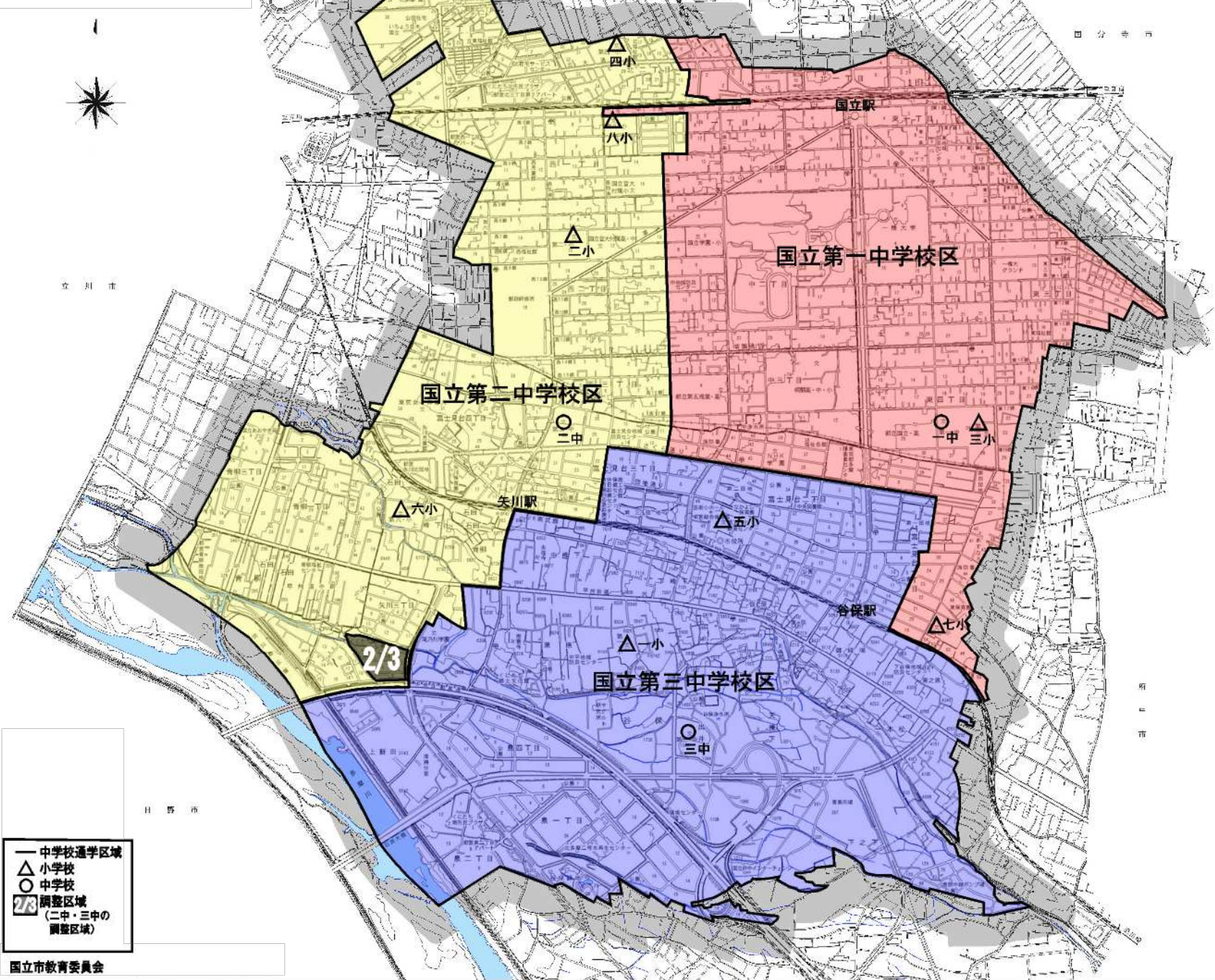
凡 例	
市 界	———
大 学 界	———
小 学 界	———
鉄 道	———
橋	———
社 社	⌈
寺 院	⌈
学 校	⌈
市 役 所	⊙
交 番・駐在所	×
郵 便 局	⊕
電 力 線	———
地 番	111
消 防 署	⌈

1 : 10,000





国立市立中学校学区区域図  
(平成25年1月1日現在)



- 中学校通学区
- △ 小学校
- 中学校
- ▨ 調整区域 (二中・三中の調整区域)

国立市教育委員会